

福岡県財政改革プラン 2017

(平成 29～33 年度)



福岡県行財政改革推進本部

目 次

I	策定の趣旨	1
II	県財政等の状況	2
	1 我が国における地方財政の状況	
	2 本県財政の現状と今後の見通し	
III	財政健全化への取組	8
	1 改革の計画期間	
	2 改革の方針	
	3 改革措置の内容	
	4 今後5年間の収支見通し	
	5 地方創生の実現に向けた税財源の確保	

I 策定の趣旨

本県は、平成9年度以降、財政改革に関する計画を策定し、職員定員の削減等による人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、未利用県有地の売却等による財政収入の確保など、財政健全化に取り組んできました。

平成26～28年度の「財政改革推進プラン」においては、

- ① 財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政運営を実現する。
- ② 通常債残高を毎年度確実に減少させ、平成28年度末における通常債残高を平成24年度に比べ550億円程度圧縮する。

という二つの目標を掲げ、改革を着実に実行してきました。

これにより、平成28年度においては、財政調整基金等三基金の取崩しに頼らずに当初予算を編成するとともに、通常債残高を24年度に比べ620億円程度圧縮することができました。

しかし、年度途中、急激な円高の影響に伴い、税収が見込みを大幅に下回ったことから、最終的には財政調整基金等三基金を取り崩さざるを得なくなったほか、国の経済対策に対応して県の補正予算を追加したことから、通常債残高が一時的に前年度よりも増加することとなりました。

一方、財源不足の補填のために発行を余儀なくされている臨時財政対策債を含む県債残高は、平成28年度末には、一般会計予算規模のほぼ2倍に当たる約3兆5千億円に達し、増加を続けています。

今後を展望すると、前プランの成果を踏まえてもなお、高齢化の進展に伴う社会保障費、県債の償還のための公債費など義務的に支出する経費の増大が続き、厳しい財政運営を強いられるものと見込まれます。

このような中で、社会経済情勢の変化に対応して、県民ニーズに叶った行政サービスを的確に見極め、真に求められるサービスを県民に迅速に提供するには、本県が自由に用途を決めることができる財源を確保することが重要です。

そのためには、県債残高の縮減や自主財源の確保などを通じた持続可能で安定した財政運営の実現が不可欠であり、不断の財政改革を進めていく必要があります。

今回、本県の収支見通し、県の貯金である財政調整基金等三基金の残高、県債の残高について、今後5年間の見込みを明らかにしたうえで、持続可能で安定した財政運営の実現を目指し、歳入・歳出全般にわたる改革の方針や取組を具体的に定めた新たな財政改革プランを策定しました。

今後、このプランに沿って、着実に改革を実行し、「県民幸福度日本一」の福岡県を目指し、県民生活を向上するための施策を全力で進めてまいります。

II 県財政等の状況

1 我が国における地方財政の状況

(1) 現状

我が国の地方財政全体の財源不足額は、景気回復や歳出抑制などにより、平成22年度の18.2兆円をピークに縮小しているものの、社会保障費の増加、公債費の高止まりによって平成29年度においても依然として7兆円が見込まれています。

長年にわたって、国費の繰入れによる地方交付税の増額や臨時財政対策債の発行といった特例的な措置により、この財源不足を補填している状況にあります。

また、地方財政全体の地方債現在高は、臨時財政対策債の増発などにより、近年、一般財源総額の2倍以上に当たる140兆円を超える極めて高い水準で推移しています。

(2) 今後の見通し

国は、「経済・財政再生計画」（平成27年6月策定）を着実に実施し、国・地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度（平成32年度）までに黒字化するという財政健全化目標の達成を目指しています。

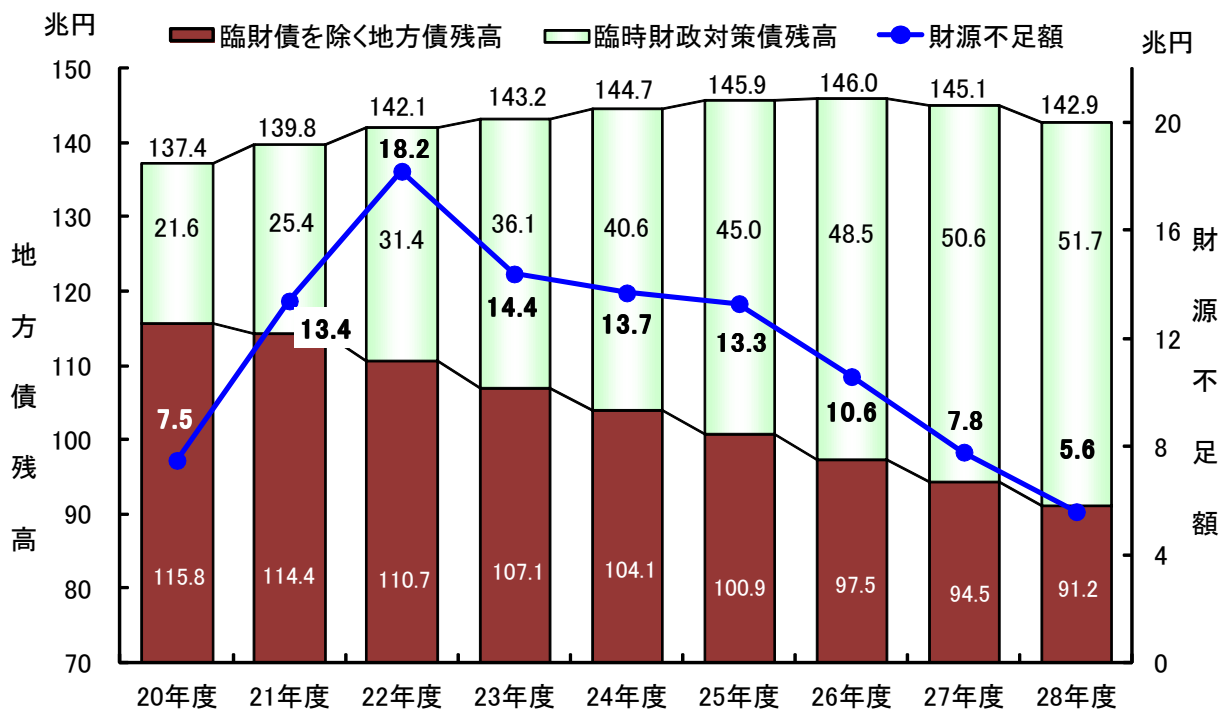
この計画の中で、地方行財政改革については、「地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みへの地方交付税制度等の改革、国と地方を通じた歳出効率化に取り組む」とされ、平成29年度においては、アウトソーシングをはじめとする自治体の先進的な取組を基にした経費水準を地方交付税算定に反映する「トップランナー方式」の導入などがさらに進められます。地方は、これまでも国を上回る行財政改革に取り組んできたところですが、引き続き、財政健全化に向けて取り組まねばなりません。

一方、地方の努力では如何ともしがたい社会保障費のさらなる増嵩に対応するとともに、地方創生、防災・減災対策など地方の実情に応じたきめ細かな行政サービスを担っていくには、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が欠かせません。

そのためには、偏在性の小さい地方税体系の構築、法定率の引上げなどによる地方交付税の確保が必要です。また、巨額の地方債残高が財政運営を圧迫しないよう、臨時財政対策債の発行額を着実に減らしていかなければなりません。

これらの実現に向け、引き続き、必要な見直しを国に求めていきます。

【地方財政の状況】



2 本県財政の現状と今後の見通し

(1) 財政の現状

本県の当初予算の規模は、近年、拡大を続けてきました。主な要因は、歳入面においては、地方消費税率の引上げなどによる県税収入の増、歳出面においては、高齢化の進展などによる社会保障費の増嵩、臨時財政対策債の残高の累増などによる公債費の増大です。

このような中、「財政改革推進プラン」に沿って改革に取り組んだ結果、平成28年度当初においては、ひとまずプランの目標の一つである「財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない」予算編成を行うことができましたが、その後、税収が見込みを大幅に下回ったことから、最終的には財政調整基金等三基金により収支の均衡を図らざるを得ない見通しとなりました。

【財政調整基金等三基金の取崩額と残高の推移】

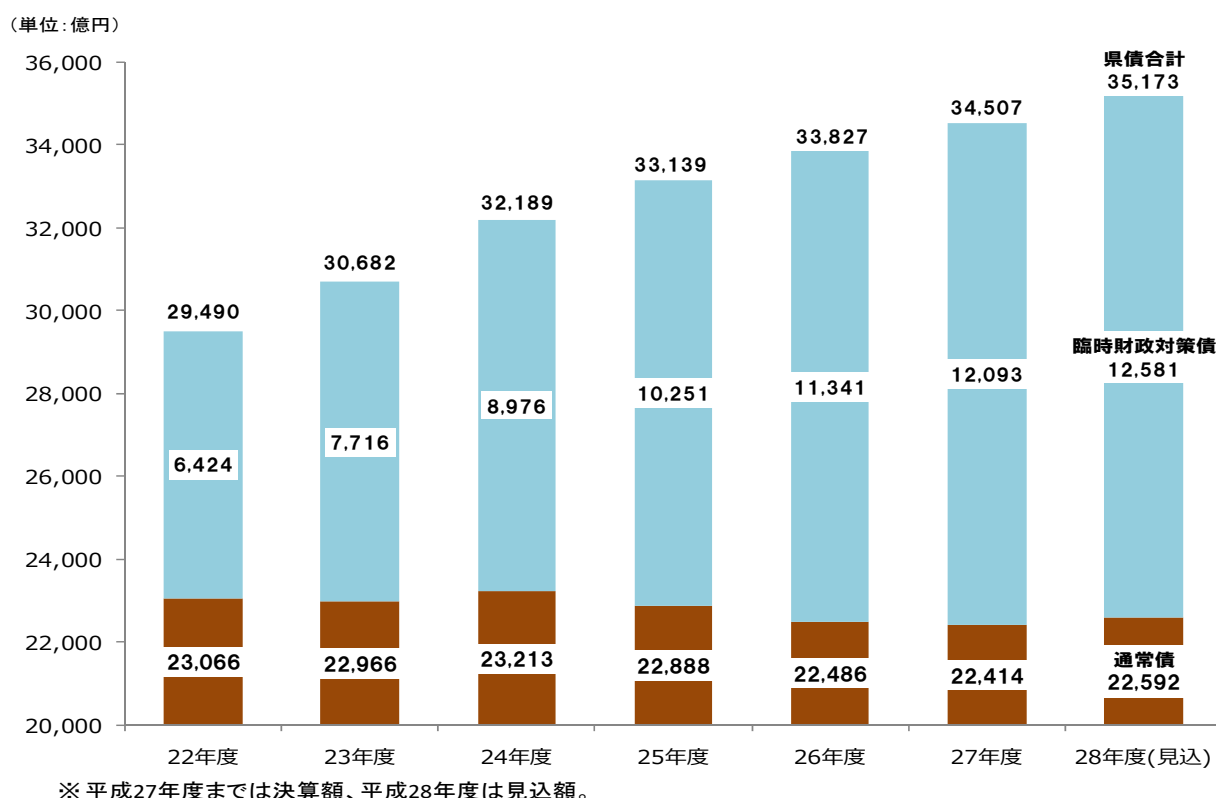
(単位: 億円)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (見込)
当初予算取崩額	99	106	97	268	46	40	0
最終取崩額	0	38	32	0	0	51	43
年度末残高	401	402	412	454	467	439	419

※年度末残高は、各年度の財源不足に対応するための取崩し、運用益等の積立を行った後の額である。
 ※平成27年度までは決算額、平成28年度は見込額。

もう一つの「通常債残高を毎年度確実に減少させ、平成28年度末における通常債残高を平成24年度末に比べ550億円程度圧縮する」という目標についても、通常債残高を620億円程度圧縮することはできましたが、平成28年度の国の経済対策に伴い、県債の増発が必要となったことから、平成28年度末の通常債残高は前年度を上回る見込みとなりました。

【県債残高の推移（普通会計ベース）】

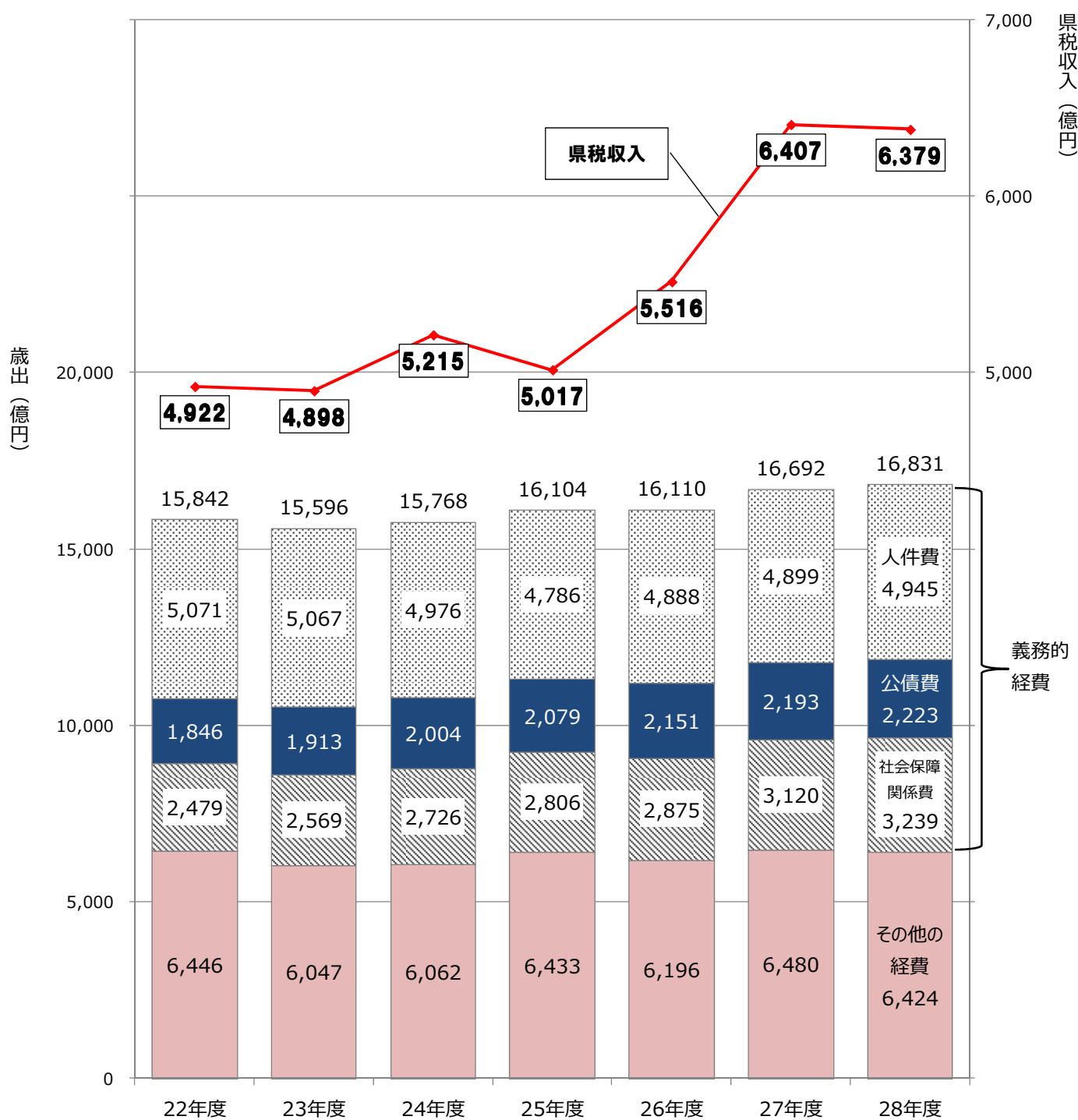


地方交付税の振替財源である臨時財政対策債の残高を加えた県債全体の残高は、平成28年度末には、一般会計の当初予算規模のほぼ2倍に当たる3兆5千億円を突破する見込みです。

また、平成28年度当初予算における基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、44億円の赤字となっています。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、政策的経費を新たな借金に頼らずに、その年度の税収等で賄えているかどうかを示す指標です。

【県税収入と歳出の推移（普通会計ベース）】



※ 平成27年度までは決算額、平成28年度は見込額。

(2) 今後の財政見通し

【平成29年度の収支見通し】

- ① 平成29年度の地方財政対策において、歳入は地方交付税が0.4兆円の減となる一方、臨時財政対策債が0.3兆円の増となり、これらと地方税等を合わせた地方一般財源の総額は0.4兆円の増となりました。

これに対して、歳出は社会保障費の自然増が続く一方、リーマンショック後に加算されていた歳出特別枠が減額されました。

- ② これらをもとに小中学校等の教職員に係る給与負担の政令市への移譲などの制度変更を踏まえ、本県の平成29年度当初予算を見込むと、前年度に比べ、県税、地方譲与税等が243億円の減、地方交付税が281億円の減となり、歳入総額は1兆7,146億円となります。

一方、歳出については、前年度に比べ、人件費が1,052億円の減となるものの、社会保障費が118億円の増となることにより、所要総額は1兆7,261億円となります。

この結果、歳入から歳出を差し引くと、115億円の財源不足が見込まれます。

【平成30年度以降の収支見通し】

- ① 平成29年度当初予算の収支見込みをベースに、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（平成29年1月）の地方税の伸び率等を参考に、本県の平成30～33年度の収支見通しを推計しました。

なお、「中長期の経済財政に関する試算」と同様、消費税率（国・地方）10%への引上げ時期を平成31年10月として推計しています。

- ② その結果、平成30年度以降も平成29年度を上回る財源不足が発生し、厳しい財政状況が継続することが見込まれます。

今後5年間の収支見通しをみると、社会保障費とともに公債費が増加しています。義務的経費である公債費の増加は、財政構造の硬直化をもたらします。

中長期的に持続可能な財政運営を目指すためには、県債残高の増嵩を抑制することが重要であり、国の財政健全化目標も踏まえ、基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を図る必要があります。

【 今後5年間の収支見通し（改革措置を講じない場合） 】

(単位:億円)

区 分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
歳出	人件費	3,881	△ 1,052	3,898	17	3,900	2	3,911	11	3,898	△ 13
	公債費	2,195	4	2,206	11	2,243	37	2,276	33	2,325	49
	社会保障費	3,258	118	3,308	50	3,395	87	3,498	103	3,597	99
	投資的経費	2,010	△ 27	2,012	2	2,047	35	1,996	△ 51	1,992	△ 4
	行政施策費	2,511	60	2,624	113	2,581	△ 43	2,576	△ 5	2,611	35
	市町村交付金等	3,406	132	3,026	△ 380	3,097	71	3,192	95	3,204	12
	計(A)	17,261	△ 765	17,074	△ 187	17,263	189	17,449	186	17,627	178
歳入	県税等	8,015	△ 291	7,797	△ 218	7,937	140	8,190	253	9,107	917
	地方譲与税	872	48	896	24	912	16	942	30	44	△ 898
	地方交付税	2,494	△ 281	2,504	10	2,554	50	2,513	△ 41	2,658	145
	国庫支出金	1,753	△ 220	1,728	△ 25	1,719	△ 9	1,701	△ 18	1,708	7
	県債	2,225	△ 10	2,225	0	2,193	△ 32	2,153	△ 40	2,134	△ 19
	その他	1,787	△ 126	1,774	△ 13	1,810	36	1,783	△ 27	1,776	△ 7
	計(B)	17,146	△ 880	16,924	△ 222	17,125	201	17,282	157	17,427	145
財源不足額(C) (B)-(A)		△ 115		△ 150		△ 138		△ 167		△ 200	

(歳 出)

- ・ 人 件 費 平成29年度の職員数を基に退職・採用見込数等を反映し推計。
- ・ 公 債 費 元金償還額は、各年度の県債発行(見込)額から推計。
利子は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の名目長期金利を参考に推計。
- ・ 社会保障費 過去の伸び率等を参考に推計。
- ・ 投資的経費 補助・単独公共事業費は平成29年度と同水準として推計。
直轄事業、大規模施設等は、個別事業ごとに推計。
- ・ 行政施策費 大きな変動が見込まれる事業以外は、平成29年度と同水準として推計。
- ・ 市町村交付金等 県税の見込額等から推計。

(歳 入)

- ・ 県 税 等 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の地方税の伸び率を参考に推計。
- ・ 地方交付税 各年度の歳入・歳出を踏まえ、個別に推計。
- ・ 国庫支出金 歳出見込額から推計。
- ・ 県 債 歳出見込額から推計。
- ・ そ の 他 貸付金等償還金、分担金負担金等の見込額から推計。

(参考) 内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(平成29年1月25日 経済財政諮問会議提出)のベースラインケースを使用。

名目長期金利 : 平成30年度0.4% 平成31年度0.9% 平成32年度1.4% 平成33年度1.6%
地方税伸び率 : 平成30年度2.8% 平成31年度1.8% 平成32年度3.2% 平成33年度0.2%

Ⅲ 財政健全化への取組

1 改革の計画期間

平成29年3月に策定する「福岡県行政改革大綱」を踏まえ、改革の計画期間を平成29年度から平成33年度までとします。

2 改革の方針

以下の3点を目標として、持続可能な財政運営を目指します。

- ① 計画期間中に基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化する。
- ② 必要な社会資本整備を着実に進める一方、通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させる。
その結果、平成33年度末の通常債残高を平成28年度末に比べ780億円程度圧縮する。
- ③ 計画期間中、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金の残高を確保する。

3 改革措置の内容

上記の方針に基づき、以下のとおり改革措置を講じます。具体的な改革措置の内容は、各年度の予算編成を通じて決定します。

なお、財政健全化の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて追加の改革措置を検討します。

（1）人件費の抑制

事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングにより業務自体を減らすことに取り組み、平成29～33年度までの5年間で、知事部局で約100人、教育委員会の事務部門で約20人、合計約120人を削減し、簡素で効率的な人員体制を構築するとともに、「給与制度の総合的見直し」を着実に進めます。

（2）事務事業の見直し

行政評価も活用しながら、事業目標の達成度、費用対効果を点検したうえで、必要性や効果の低い事業については、廃止・効率化・重点化など見直しを図ります。

（3）社会保障費の増加の抑制

福岡県医療費適正化計画に基づき、在宅医療の充実等による平均在院日数の短縮やジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進等による医療費の適正化を図ります。

また、適切な要介護認定やケアプランチェックの促進等による介護給付の適正化、被保護者の就労・自立支援や適切な医療扶助の給付による生活保護費の適正化を図ります。

(4) 建設事業の重点化

安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するため、道路、河川などの社会資本整備を着実に進めます。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設・県立学校等の県有建築物や橋りょう、漁港、下水道などの公共インフラ施設について、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化等を進めます。

一方で、プランの目標を達成するために、国直轄・補助事業から県単独事業までの公共事業全体の規模を勘案し、県単独公共事業費について、平成29～33年度において2%程度の抑制を行います。

(注) 抑制の実施については、各年度の予算編成段階において、景気・雇用情勢及び公共事業全体の規模等を勘案した上で判断します。

(5) 財政収入の確保

県税の確保対策の強化、個人や企業からのふるさと納税のPR強化、県有地の定期借地方式による貸付、未利用県有地の計画的売却等により、財政収入の確保を図ります。

上記の取組による、平成29年度から平成33年度までの改革効果額。

(1) 人件費の抑制	約 84 億円
(2) 事務事業の見直し	約 825 億円
(3) 社会保障費の増加の抑制	約 50 億円
(4) 建設事業の重点化	約 29 億円
(5) 財政収入の確保	約 102 億円

合 計

約 1,090 億円

【 改革効果と財源不足への対応 】

(単位:億円)

項 目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	29～33年度 5年間計
	改革措置前の財源不足額 A	△ 115	△ 150	△ 138	△ 167	△ 200
人件費の抑制	(6) 6	(6) 12	(6) 18	(5) 23	(2) 25	(25) 84
事務事業の見直し	(55) 55	(55) 110	(55) 165	(55) 220	(55) 275	(275) 825
社会保障費の増加の抑制	(9) 9	(9) 9	(10) 10	(10) 10	(11) 11	(50) 50
建設事業の重点化	(2) 2	(2) 4	(2) 6	(2) 8	(2) 10	(10) 29
財政収入の確保	(25) 25	(18) 18	(16) 16	(18) 18	(25) 25	(102) 102
改革効果額計 B	(97) 97	(91) 153	(89) 215	(90) 279	(95) 346	(462) 1,090
政策課題対応枠 C	(27) 27	(27) 54	(27) 81	(27) 108	(27) 135	(135) 405
改革措置後の財源不足額 D=A+B-C	△ 45	△ 51	△ 3	4	11	△ 84

※ 上段()書きは単年度効果額、下段は累積効果額。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

※ 改革の推進（上表B欄）により、各年度見込まれる財源不足額（上表A欄）の圧縮を図るとともに、政策課題対応（上表C欄）に必要な財源を確保します。

その結果として、平成29～31年度に見込まれる改革措置後の財源不足額（上表D欄）については、財政調整基金等三基金の取崩しにより対応します。

4 今後5年間の収支見通し

(1) 改革措置を踏まえた収支見通し

(単位:億円)

区 分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
歳出	人件費	3,875	△ 1,058	3,886	11	3,882	△ 4	3,887	5	3,872	△ 15
	公債費	2,195	4	2,206	11	2,243	37	2,276	33	2,324	48
	社会保障費	3,249	109	3,298	49	3,385	87	3,487	102	3,586	99
	投資的経費	2,003	△ 34	1,995	△ 8	2,020	25	1,960	△ 60	1,946	△ 14
	行政施策費	2,483	32	2,568	85	2,497	△ 71	2,464	△ 33	2,471	7
	市町村交付金等	3,404	130	3,026	△ 378	3,097	71	3,192	95	3,204	12
	計(A)	17,209	△ 817	16,979	△ 230	17,124	145	17,266	142	17,403	137
歳入	県税等	8,026	△ 280	7,806	△ 220	7,947	141	8,200	253	9,118	918
	地方譲与税	872	48	896	24	912	16	942	30	44	△ 898
	地方交付税	2,494	△ 281	2,504	10	2,554	50	2,513	△ 41	2,658	145
	国庫支出金	1,753	△ 220	1,728	△ 25	1,719	△ 9	1,701	△ 18	1,708	7
	県債	2,218	△ 17	2,211	△ 7	2,172	△ 39	2,124	△ 48	2,098	△ 26
	その他	1,801	△ 112	1,783	△ 18	1,817	34	1,790	△ 27	1,788	△ 2
計(B)	17,164	△ 862	16,928	△ 236	17,121	193	17,270	149	17,414	144	
財源不足額(C) (B)－(A)		△ 45		△ 51		△ 3		4		11	

※ この見通しは、7ページの「今後5年間の収支見通し(改革措置を講じない場合)」に10ページの「改革効果と財源不足への対応」を反映させた試算であり、実際の予算編成においては、その時々々の経済情勢や財政需要に適宜対応して変動していくこととなります。

(2) プライマリーバランスの見込み（一般会計ベース）

（単位：億円）

年 度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
プライマリーバランス	△ 44	△ 23	△ 5	71	152	226

※ 平成29年度までは当初予算、平成30年度以降は改革措置後の収支見通しに基づき推計した額です。

※ プライマリーバランスとは、政策的経費を新たな借金に頼らずに、その年度の税収等で賄えているかどうかを示す指標です。

(3) 県債残高の見込み（普通会計ベース）

（単位：億円）

年 度		28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	33年度-28年度
残 高	残高	35,173	35,544	35,868	36,095	36,250	36,342	1,169
	前年度比	666	371	324	227	155	92	
うち通常債	残高	22,592	22,473	22,363	22,204	22,017	21,811	△ 781
	前年度比	178	△ 119	△ 110	△ 159	△ 187	△ 206	

※ 平成28年度は見込額、平成29年度は当初予算、平成30年度以降は改革措置後の収支見通しに基づき推計した額です。

(4) 財政調整基金等三基金残高の見込み

（単位：億円）

年 度	28年度 (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
残 高	419	397	369	389	416	450

※ 平成28年度は見込額、平成29年度は当初予算、平成30年度以降は改革措置後の収支見通しに基づき推計した各年度末の額です。

※ 各年度の財源不足に対応するための取崩し、運用益等の積立を行った後の額です。

5 地方創生の実現に向けた税財源の確保

地方創生の実現に向け、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主的・主体的に取り組を進めていくには、地方への事務・権限の移譲などの地方分権改革を着実に推進するとともに、その基盤となる税財源の確保が非常に重要です。

このため、引き続き、国に対し、次の事項を要請していきます。

(1) 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保

今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、少子化対策など新たな経費が必要となることなどを踏まえ、地方が、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。

(2) 税制抜本改革の推進等

「社会保障・税一体改革」の実現に向け、消費税・地方消費税率 10%への引上げを確実に行うとともに、軽減税率制度の導入に当たり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替税財源等を確実に措置すること。

地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある偏在是正措置とすること。